

# 宿泊税の導入について

---

# 1 宿泊税導入について

## (1) 宿泊税の導入の背景

- 観光客数は、平成2年をピークに減少傾向にあります。コロナ禍を機にさらに減少しており、現在は回復傾向ですが、コロナ禍前の状況まで回復していない状況です。
- 人口戦略会議において本町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念されています。
  - ・2023年人口22,473人 → 2050年推計人口約14,000人
  - ・2023年町民税収入約11億円 → 2050年推計約7億円
- 観光業は町の基幹産業として、裾野が広く、地域経済の活性化に大きな影響があることから、観光振興の重要性が高まっており、観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくための安定的な財源の確保が必要。
- 財源の確保として、規模・安定性・継続性の観点、また、受益に応じた負担を求める関係性が明確である法定外目的税について議論を進め、町民負担を求める新たな税制度としては、観光活動のうち、把握の容易性や行政コストが低い、宿泊施設への宿泊行為に課税する「宿泊税」が最も適していると考えられます。
- 以上の経緯から宿泊税について、関係団体代表者・有識者・公募委員から構成される湯河原町宿泊税検討委員会において、多様な視点から客観的な検討を行いました。

# 1 宿泊税導入について

## (2) 宿泊税検討経過

開催日時	委員会等	議題
令和6年9月18日	総務文教・福祉常任委員会(案件)	宿泊税導入検討について
令和6年10月30日	第1回宿泊税検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊税検討経緯について</li> <li>・宿泊税の使途について</li> <li>・宿泊税制度設計について</li> </ul>
令和6年12月6日	総務文教・福祉常任委員会(報告)	宿泊税導入に関する検討スケジュールについて
令和7年1月29日	第2回宿泊税検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊税導入に関するアンケート結果等について</li> <li>・宿泊税制度(案)について</li> <li>・湯河原町宿泊税検討委員会報告書について</li> </ul>
令和7年2月28日	総務文教・福祉常任委員会(報告)	宿泊税検討状況について
令和7年3月26日	第3回宿泊税検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊税Webアンケート結果について</li> <li>・宿泊税の使途について</li> <li>・宿泊税の税額について</li> </ul>
令和7年4月7日	第4回宿泊税検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯河原町の観光業の課題と整理</li> <li>・宿泊税検討委員会報告書(案)</li> </ul>

宿泊税検討委員会において、先行導入自治体の状況や各種アンケート調査の結果をもとに慎重な議論を重ねた結果、観光振興のための宿泊税導入について妥当であるとの結論が出ました。

町では、宿泊税検討委員会の報告を受け、湯河原町の宿泊税の制度設計を行いました。

# 1 宿泊税導入について

## (3) 宿泊税導入についての方針

1. 町は、観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくための安定的な財源の確保手段として、宿泊税を導入します。
2. 宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるものとします。
3. 宿泊税の使途は、「湯河原町観光立町推進計画」に基づくものとし、具体的な事業については関係団体との緊密な協議を行い、慎重に検討を進めていきます。  
また、基金を創設し、持続可能な観光地域づくりへ活用していきます。
4. 宿泊税の使途は毎年公表していきます。

# 2 湯河原町宿泊税制度（案）

## （1）課税要件の概要

項目	内 容	湯河原町の宿泊税制度（案）
課税客体	税金がかかる物や行為	湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有
免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	設けない
税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	宿泊料金5万円未満 税額300円 宿泊料金5万円以上 税額500円
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	年齢12歳未満の者 修学旅行その他の学校行事に参加する者 災害などにより避難が必要な者 公益上その他の理由により規則で定める者
罰則規定	納税管理人に係る不申告 宿泊税に係る帳簿、売上伝票等の不記載・不作成又は虚偽記載・虚偽作成	10万円以下の過料 1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金
課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	条例施行後3年で見直しを行い、以後5年周期で見直す

## 2 湯河原町宿泊税制度（案）

### （2）各項目ごとの考え方

#### ア 課税客体・課税標準・納税義務者

課税客体：湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為

課税標準：宿泊施設への宿泊数

納税義務者：宿泊施設への宿泊者

先行導入自治体において東京都を除き、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿泊所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」としています。施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は湯河原町に所在する次の施設とし、また、先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考えます。

#### 【対象施設】

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設
- (2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

#### 【参考】

対象施設：旅館・ホテル98件 簡易宿所44件 民泊12件

### イ 徴収方法

#### 徴収方法：特別徴収

宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であると考えられることから、全ての先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する方法をとっています。

また、入湯税を納入している事業者においては、既存の納入スキームと同様になるため、円滑に導入しやすい。

## 2 湯河原町宿泊税制度（案）

### ウ 申告期限

申告期限：毎月末日までに前月分を申告納入する

※一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっています。また、事業者負担を鑑み、特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入とします。

#### 【要件例】

- (1) 過去12か月の宿泊税年税額が一定以下である
- (2) 過少申告加算金等の決定を受けていない
- (3) 税を滞納していない
- (4) 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している

### エ 免税点

免税点：免税点は設けない

受益者負担、公平性の観点から宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）を設けないこととします。

## 2 湯河原町宿泊税制度（案）

### 才 税額・税率

#### 税額・税率：段階的定額制（一人一泊につき）

①宿泊料金50,000円未満 300円

②宿泊料金50,000円以上 500円

※宿泊料金は食事代などを含まない、素泊まり料金

応能負担の観点から、一定額以上の宿泊料金区分において、税額の段階を分けました。

また、事業者負担を鑑み、大半の宿泊料金区分において宿泊税額に変動がないよう段階を設定しました。

税額については、町の観光業における課題や新たな取組に必要となる財源規模及び宿泊客等へのアンケート結果を踏まえ、設定しました。

【税収試算】 年間宿泊者60万人を想定（入湯税宿泊者数ベース）

300円×57万人=1億7,100万円

500円×3万人=1,500万円

合計 1億8,600万円

### 力 課税免除

課税免除：①12歳未満の者

②修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者

③災害などにより避難が必要な者

④その他公益上町長が認める者

他の導入自治体の大半では、課税免除を設けていない又は修学旅行等に限定している状況ですが、湯河原町の入湯税課税免除と同様の対象者とし、事業者側の混乱を招かないようにするものです。

## 2 湯河原町宿泊税制度（案）

### キ 罰則規定

納税管理人に係る不申告：10万円以下の過料

宿泊税に係る帳簿、売上伝票等の不記載・不作成又は虚偽記載・虚偽作成：1年以下の拘禁又は50万円以下の罰金

納税管理人に係る不申告に関する過料については、道府県のように広域をカバーできない市町村単位の自治体では、納税管理人に対する規定を厳格化する必要があるため規定するものです。

宿泊税に係る帳簿、売上伝票等の不記載・不作成又は虚偽記載・虚偽作成に関する罰則については、宿泊税算定に係る事項であり、違反行為を抑止するためにも罰則は必要と考えるものです。

### ク 課税期間・見直し期間

課税期間・見直し期間：条例施行後3年で見直しを行い、以後5年周期で見直す

自治税務局長通知に基づき、全ての先行自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしています。

先行導入自治体では、観光業を取り巻く環境の変化に対応するため、宿泊税導入後も制度の在り方を議論し、制度変更を行っている自治体もあることから、条例施行後最初の見直し期間は3年とし、以後、5年周期で見直していきます。

# 3 事業者補助について

## (1) 特別徴収交付金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金。すべての先行導入自治体において実施。

特別徴収交付金：納期限納入額の3%

先行導入自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金として交付しており、併せて導入当初は0.5%加算を設けている自治体が大半となっています。

要件によって交付金額を加算・減算とする自治体もみられますが、細かい制度にすると計算や事務が煩雑となってしまうと考えます。

また、納期内納付を促すため、納期限に納入した場合に特別徴収交付金を交付することとします。

## (2) システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。

システム整備費等補助金：上限50万円（補助率10/10）

事業者向けのアンケート結果では、宿泊税導入に伴う経費負担の想定は、50万円未満が約9割を占めていたことから、50万円を上限としたシステム整備費等補助金の創設とするものです。

## 4 導入スケジュール（案）

---

令和7年 4月	パブリックコメント
6月	条例案上程 総務省協議開始
7月以降	宿泊事業者への実務説明会 旅行者等への周知開始
12月	関連条例の制定又は改正条例案上程
令和8年 4月	宿泊税条例の施行